



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (六件) …… (環境局環境改善部化学物質対策課) ……

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除 …… (同) ……

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 (四件) …… (同) ……

○都道の区域変更 (四件) …… (建設局道路管理部路政課) ……

公告

○特定非営利活動法人の認定 …… (生活文化局都民生活部管理法人課) ……

告示

●東京都告示第千四百四十四号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十九日

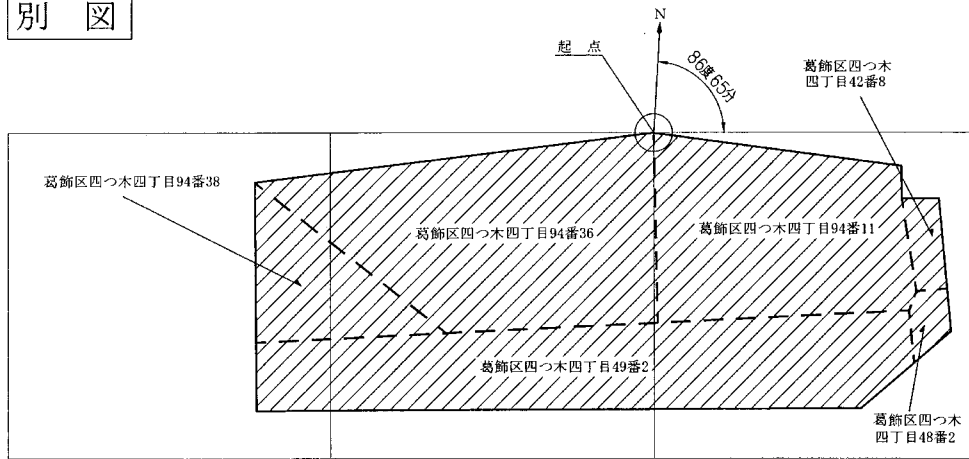
東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (葛飾区四つ木四丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、セレン及びその化合物並びに鉛及びその化合物

- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物

別 図



【起 点】
 起点は、調査対象地の最北端とする。
 最北端座標
 (X : -29261.004)
 (Y : 239.165)

【格子の回転角度】86度65分
 格子の回転角度は、起点を通り、
 東西方向及び南北方向に引いた
 線並びにこれらと平行して10m
 間隔で引いた線により形成され
 ている格子を、起点を中心とし
 て、右回りに回転させた角度を
 示す。

- 【凡 例】
- 調査対象地・筆境界
 - 単位区画
 - - - 筆境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千四百四十五号

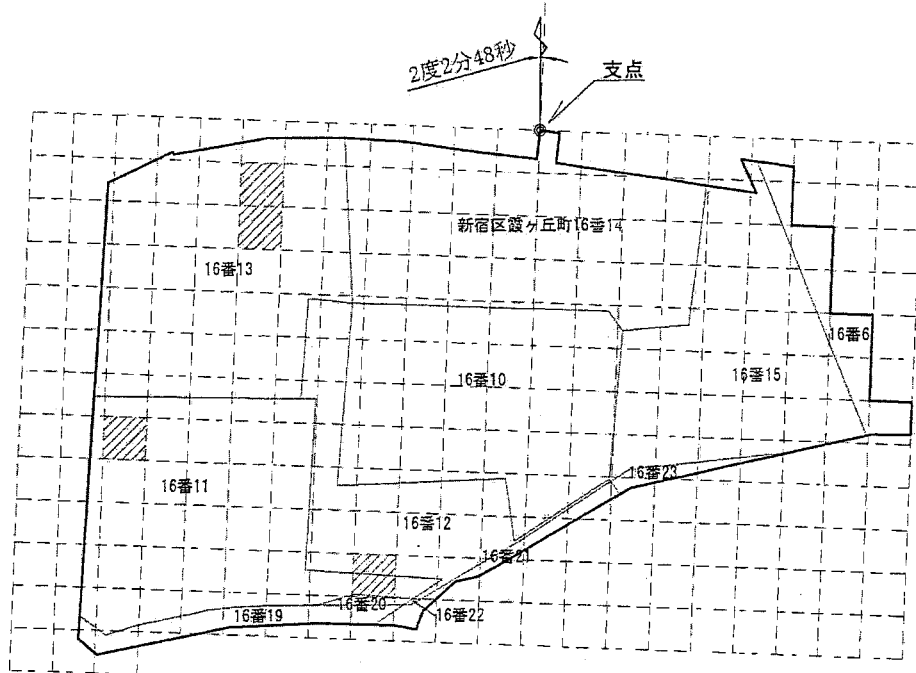
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区霞ヶ丘
町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時
要届出区域

【支点】

支点は、新宿区霞ヶ丘町16番14の最北端とする。

【格子の回転角度（2度2分48秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百四十六号

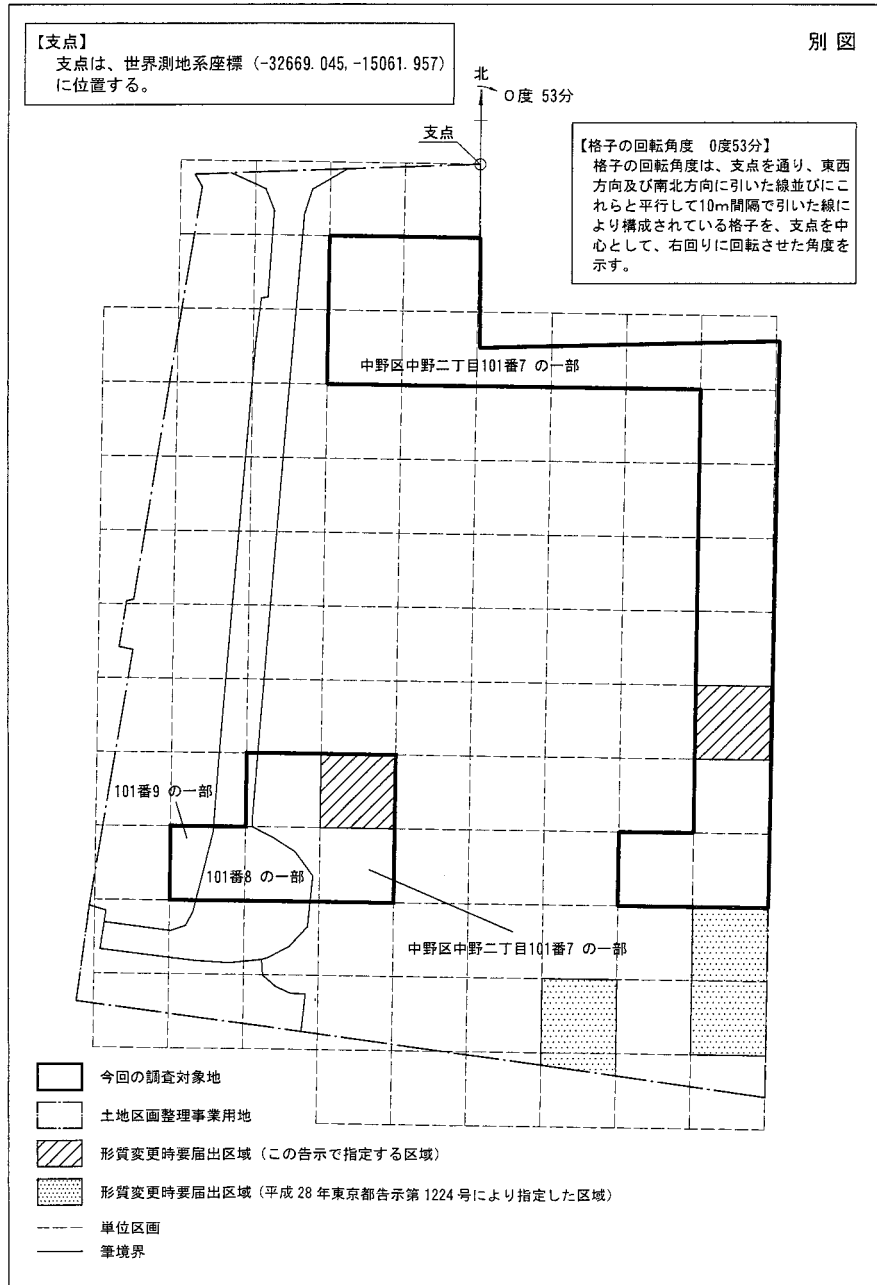
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中野区中野二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第千四百四十七号

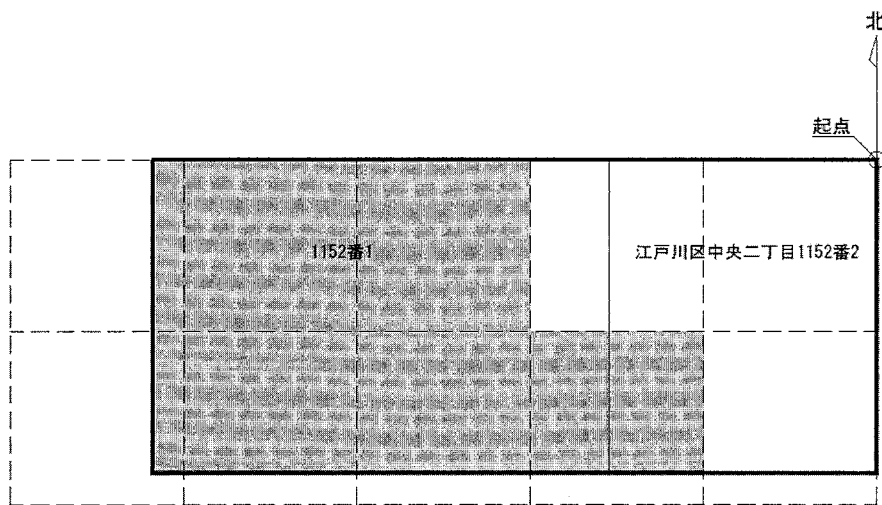
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江戸川区中央二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

□ 調査対象地

■ 形質変更時要届出区域

----- 単位区画線

———— 筆境界線

〈起点〉

起点は、江戸川区中央二丁目1152番2の最北端とする。

〈格子の回転角度:0度〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百四十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

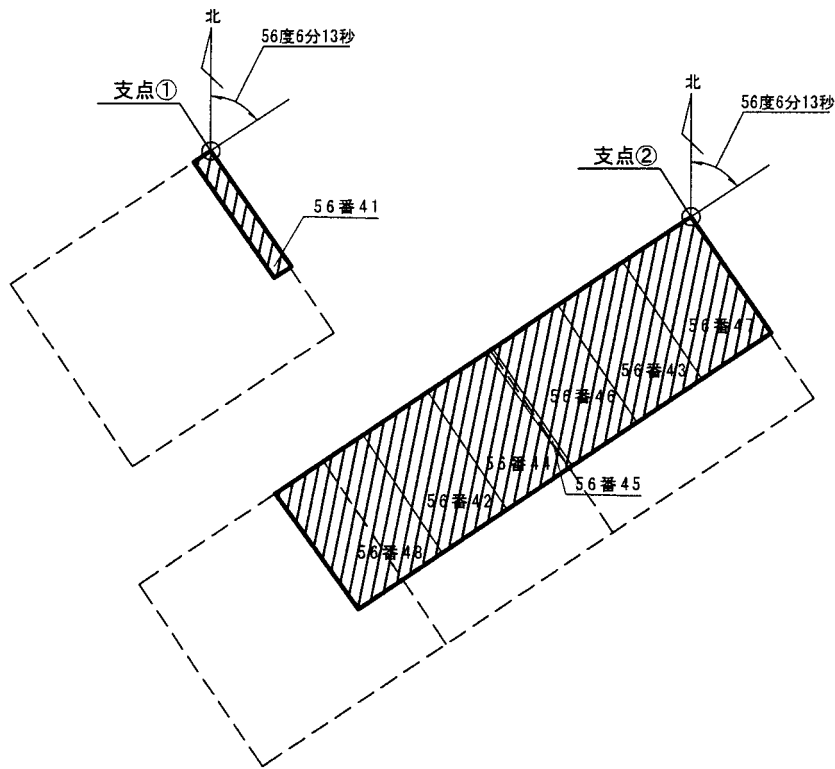
平成二十八年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（目黒区目黒本町五丁目地内）

- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【凡例】

| | |
|-------|-------|
| ----- | 単位区画 |
| ———— | 筆境界 |
| ———— | 敷地境界 |
| //// | 要措置区域 |

【格子の回転角度】

| | |
|---|----------|
| ① | 56度6分13秒 |
| ② | 56度6分13秒 |

【支点】

| | |
|---|------------------------------|
| ① | 支点①は、目黒区目黒本町五丁目56番41の最北端とする。 |
| ② | 支点②は、目黒区目黒本町五丁目56番47の最北端とする。 |

※格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百四十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

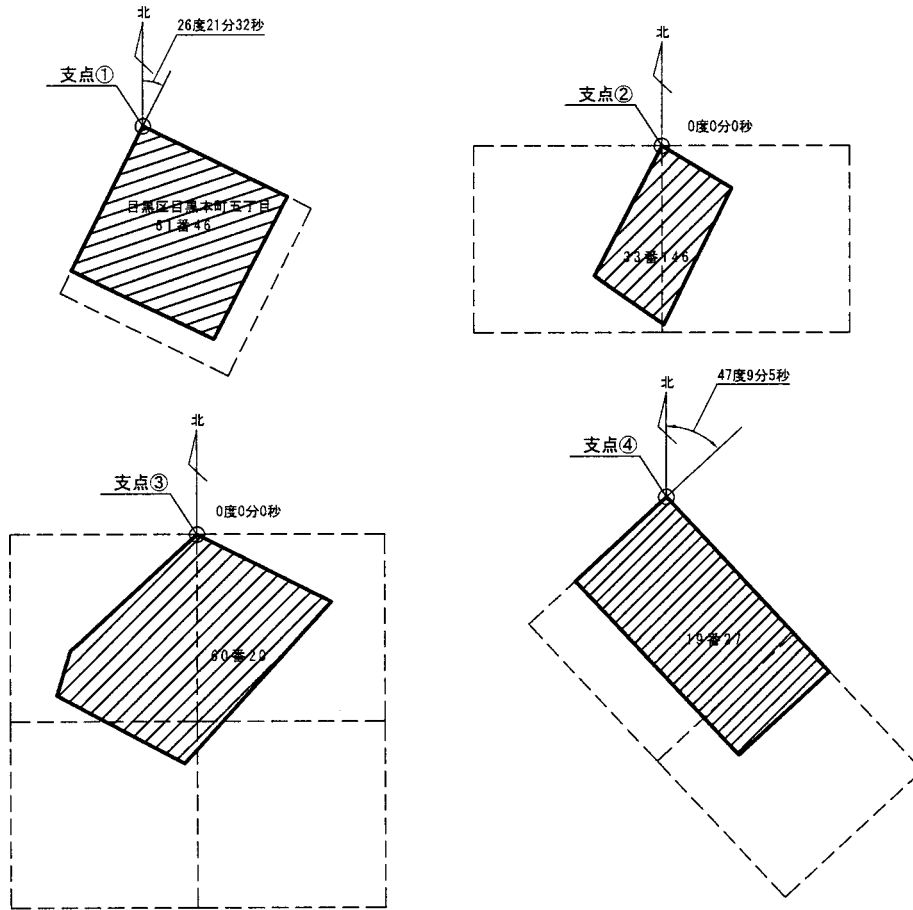
平成二十八年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（目黒区目黒本町五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度】

| | |
|---|-----------|
| ① | 26度21分32秒 |
| ② | 0度0分0秒 |
| ③ | 0度0分0秒 |
| ④ | 47度9分5秒 |

【支點】

| | |
|---|-------------------------------|
| ① | 支點①は、目黒区目黒本町五丁目61番46の最北端とする。 |
| ② | 支點②は、目黒区目黒本町五丁目33番146の最北端とする。 |
| ③ | 支點③は、目黒区目黒本町五丁目60番20の最北端とする。 |
| ④ | 支點④は、目黒区目黒本町五丁目19番27の最北端とする。 |

※格子の回転角度は、支點を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第八百九十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十九日

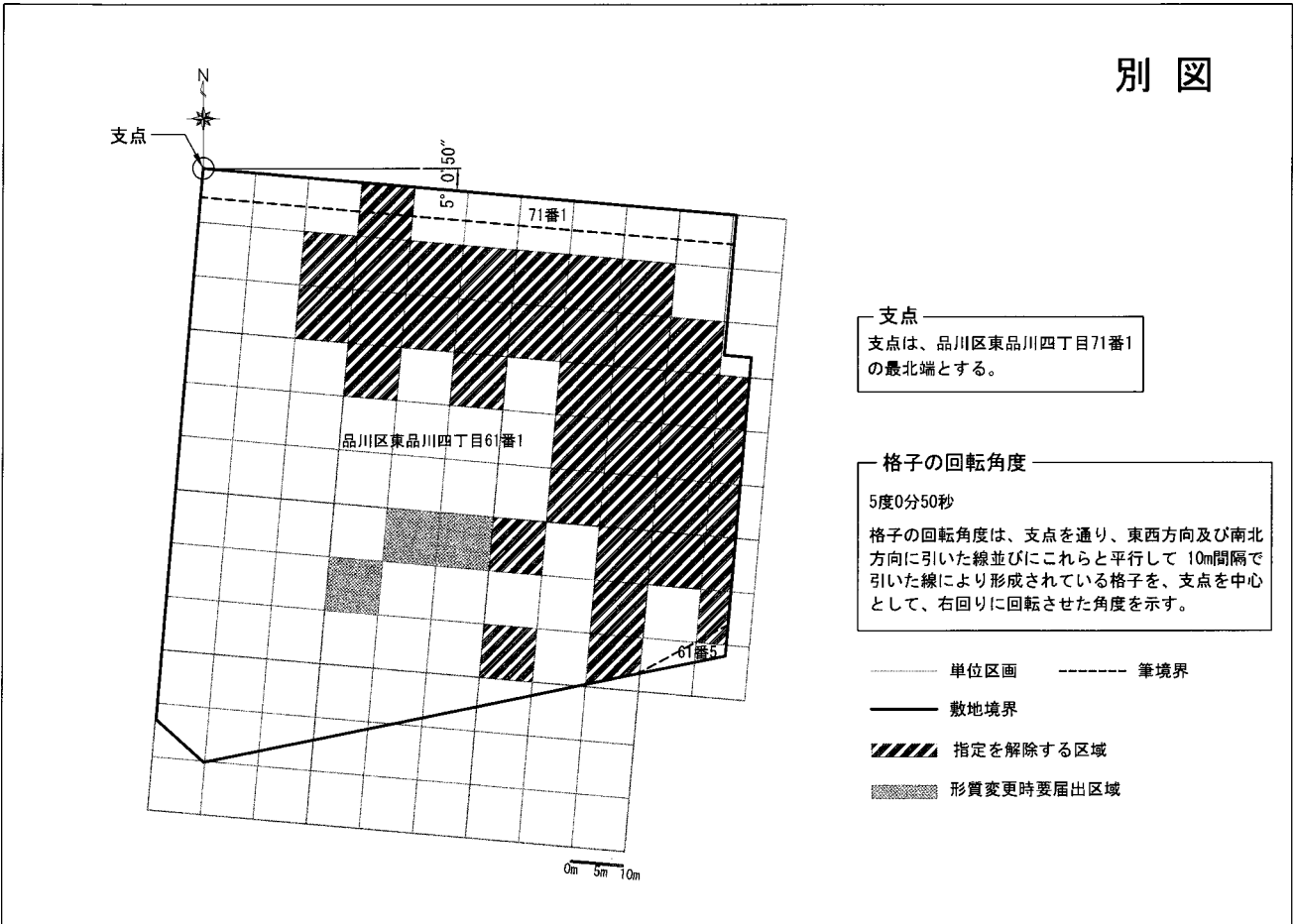
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区東品川四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シスチー・ニージクロロエチレン、一・一・一トリクロロエタン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 地下水の水質の測定

別図



支点
 支点は、品川区東品川四丁目71番1の最北端とする。

格子の回転角度
 5度0分50秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 単位区画 - - - - 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千四百五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十六年東京都告示第四十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十九日

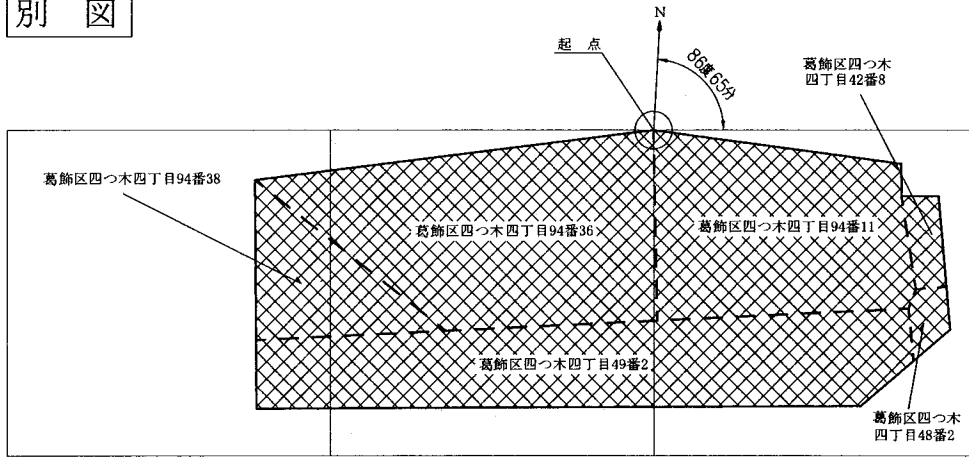
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（葛飾区四つ木四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【起 点】
 起点は、調査対象地の最北端とする。
 最北端座標
 X: -29261.004
 Y: 239.165

【格子の回転角度】86度66分
 格子の回転角度は、起点を通り、
 東西方向及び南北方向に引いた
 線並びにこれらと平行して10m
 間隔で引いた線により形成され
 ている格子を、起点を中心とし
 て、右回りに回転させた角度を
 示す。

【凡 例】
 ———— 調査対象地・筆境界
 ———— 単位区画
 - - - - 筆境界
 [Grid Pattern] 指定を解除する区域

●東京都告示第千四百五十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千二百十
 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条
 第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
 次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十九日

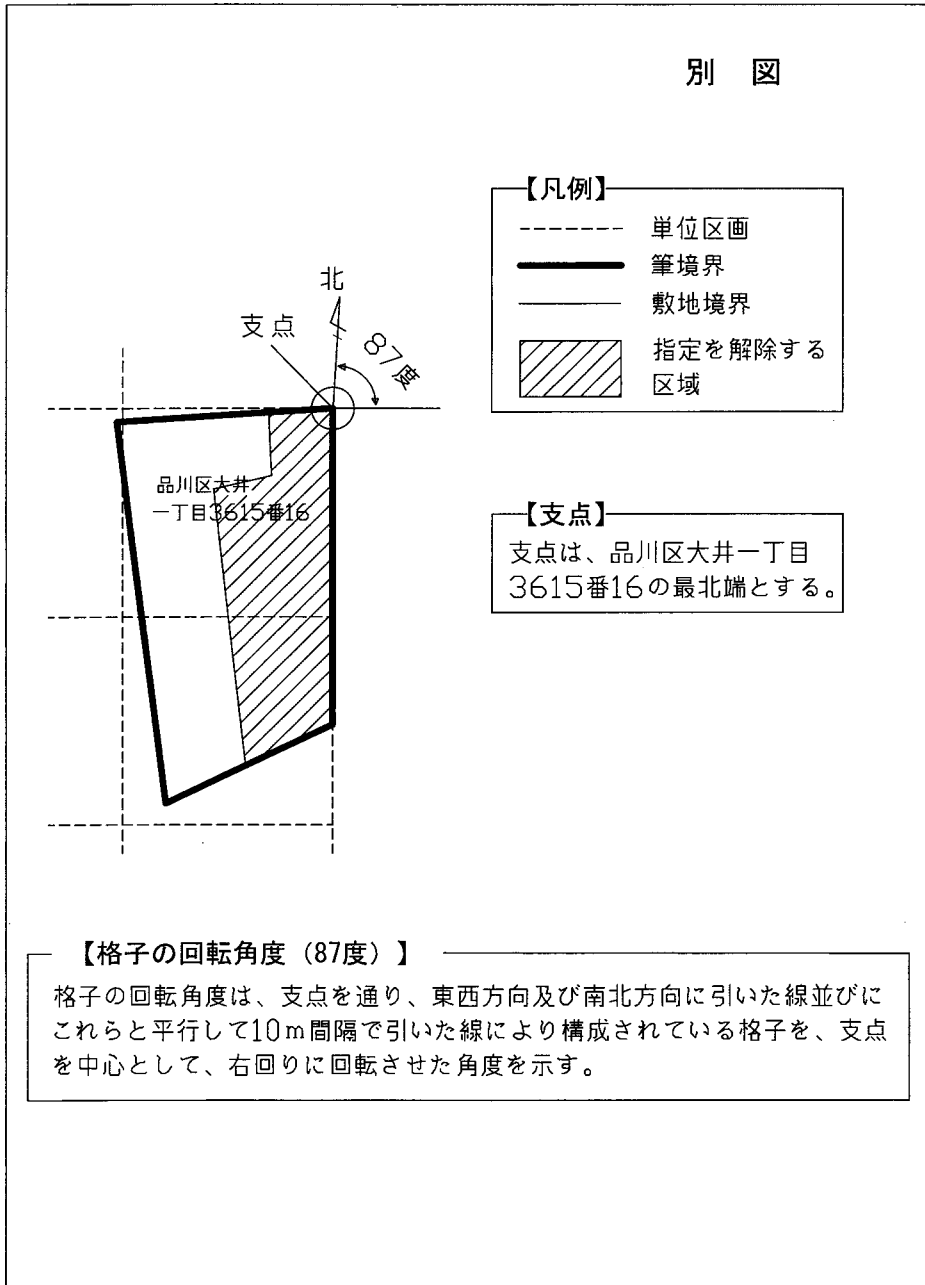
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区大井二丁目
 目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



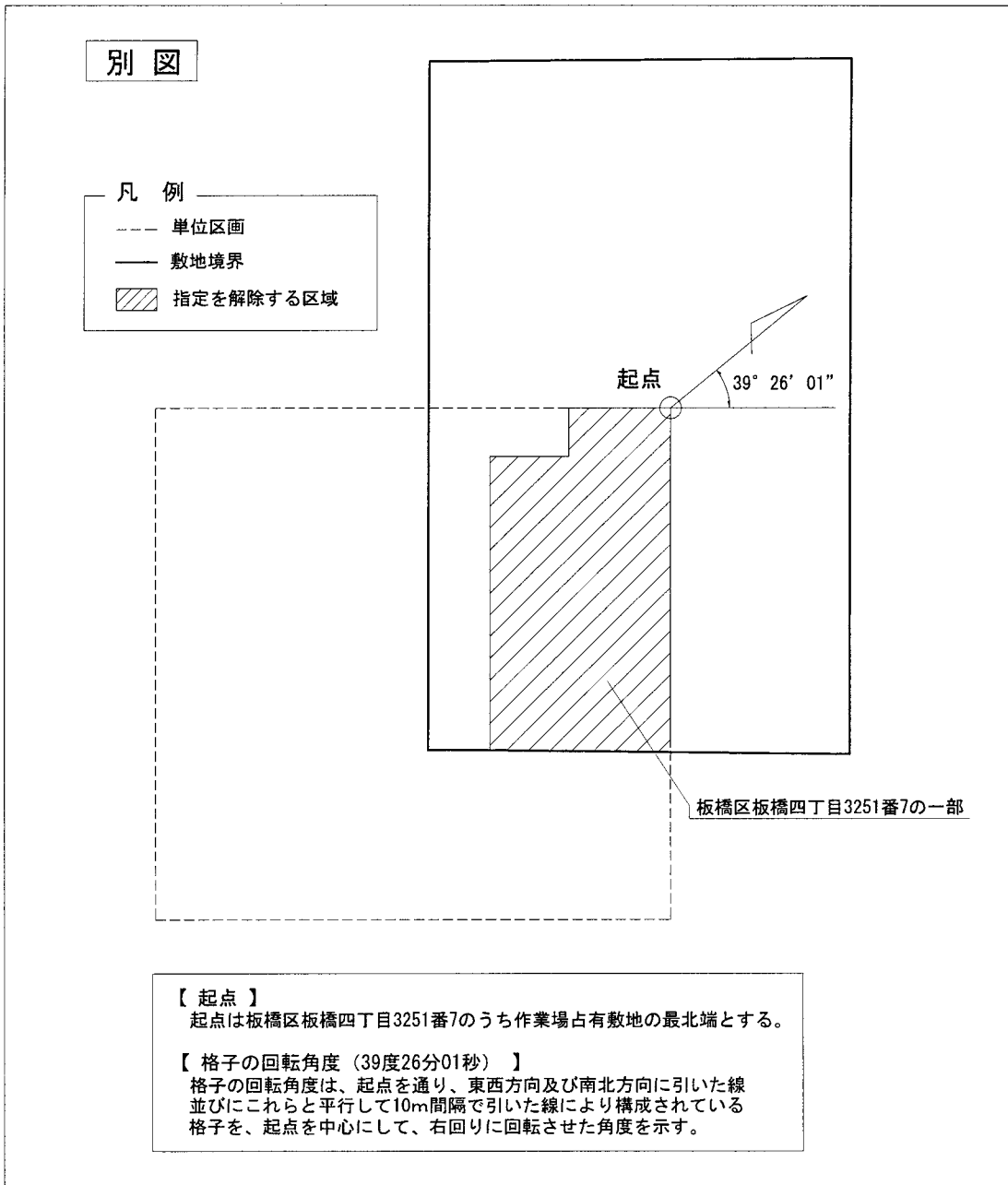
●東京都告示第千四百五十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一号第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千九十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区板橋四丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第千四百五十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第四百七十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

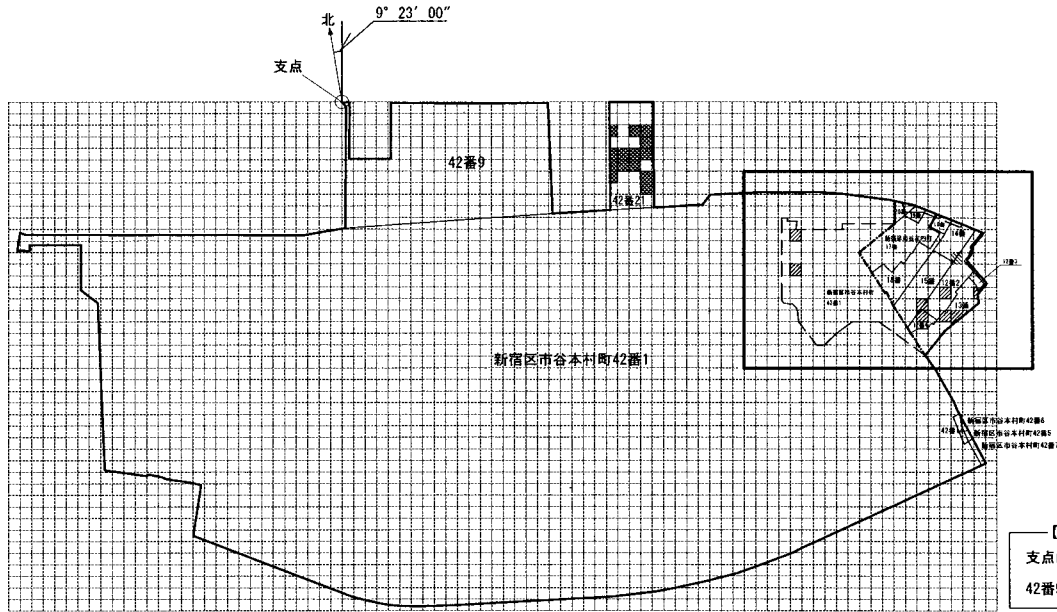
平成二十八年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区市谷左内町地内）

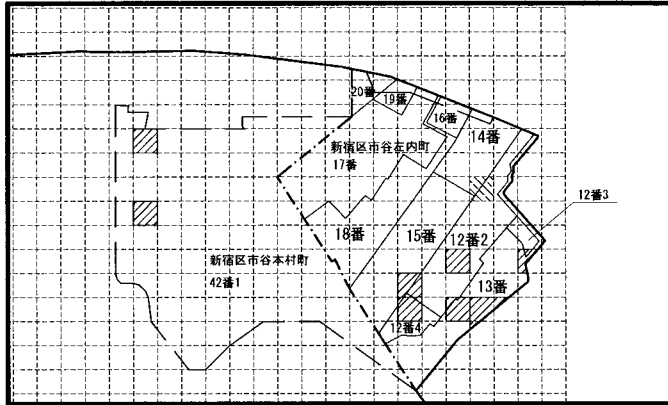
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



【支店】
支店は、新宿区市谷本村町
42番9の最北端とする。

【拡大図】



- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - 調査範囲
 - 敷地境界
 - 町境界
 - 指定を解除する区域
 - 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第899号で指定された区域)
 - 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第1275号で指定された区域)

【格子の回転角度(9度23分0秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 府中町田

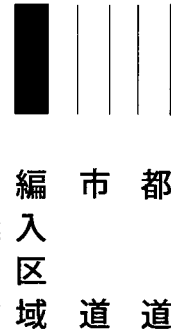
二 変更の区間 府中市住吉町五丁目二十二番五地内から多摩市関戸地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

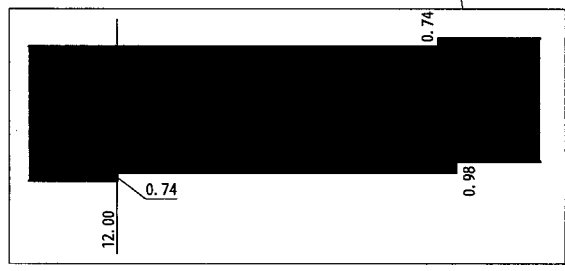
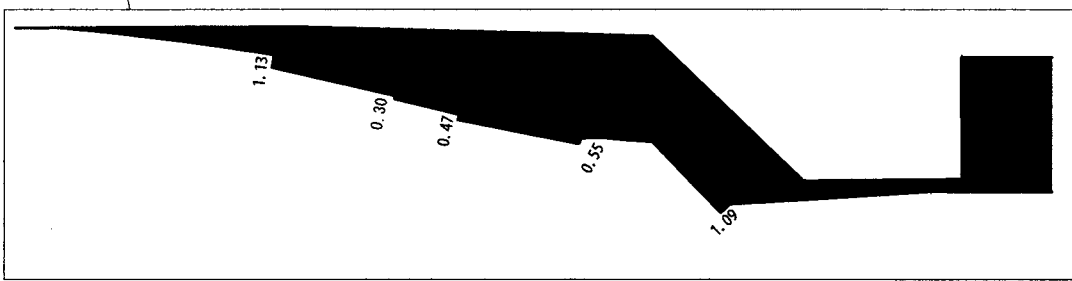
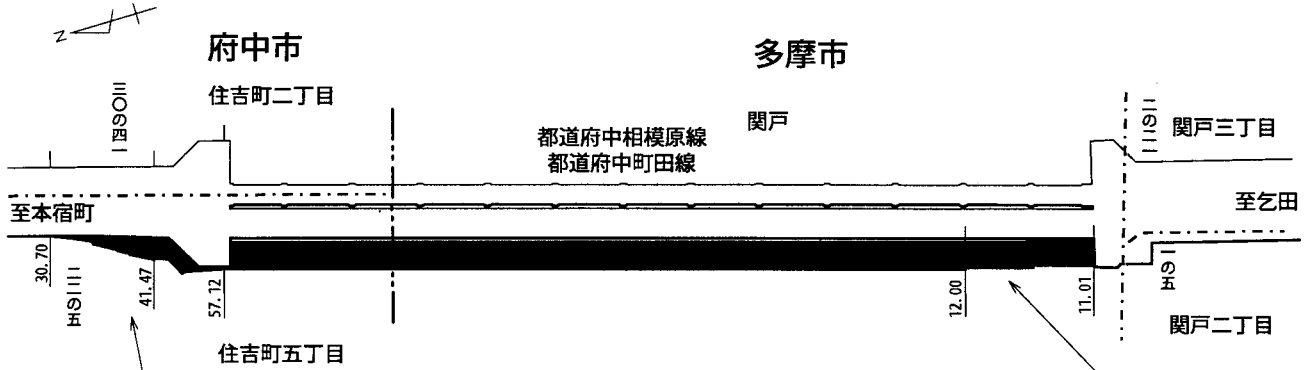
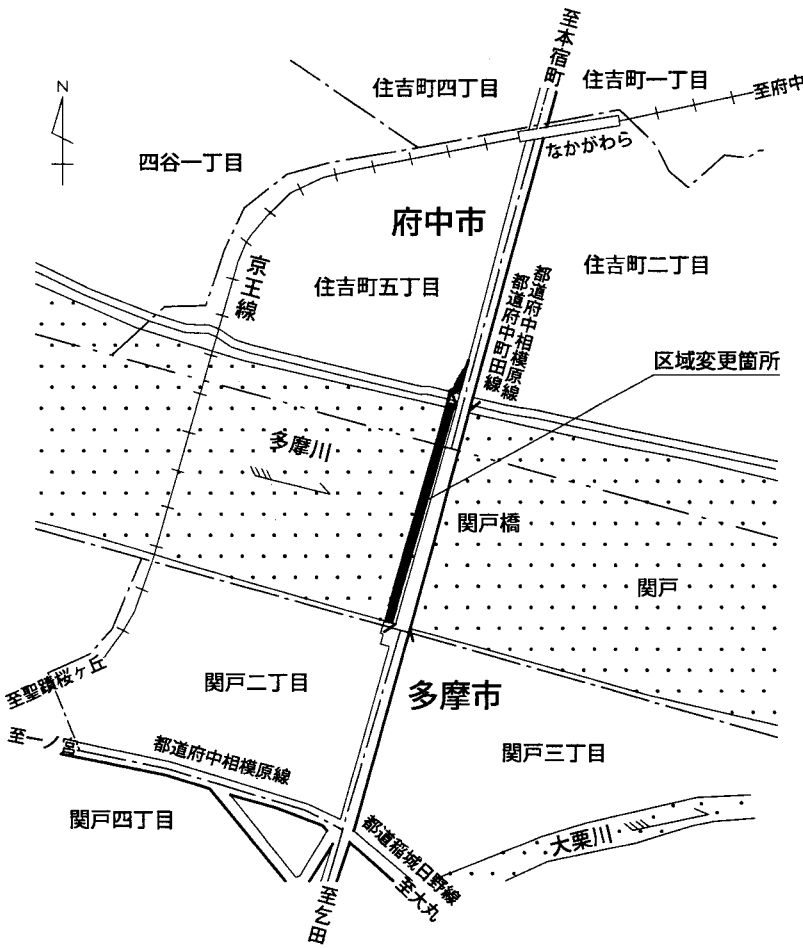
別図

都道府中町田線区域変更略図

府中市住吉町五丁目～多摩市関戸



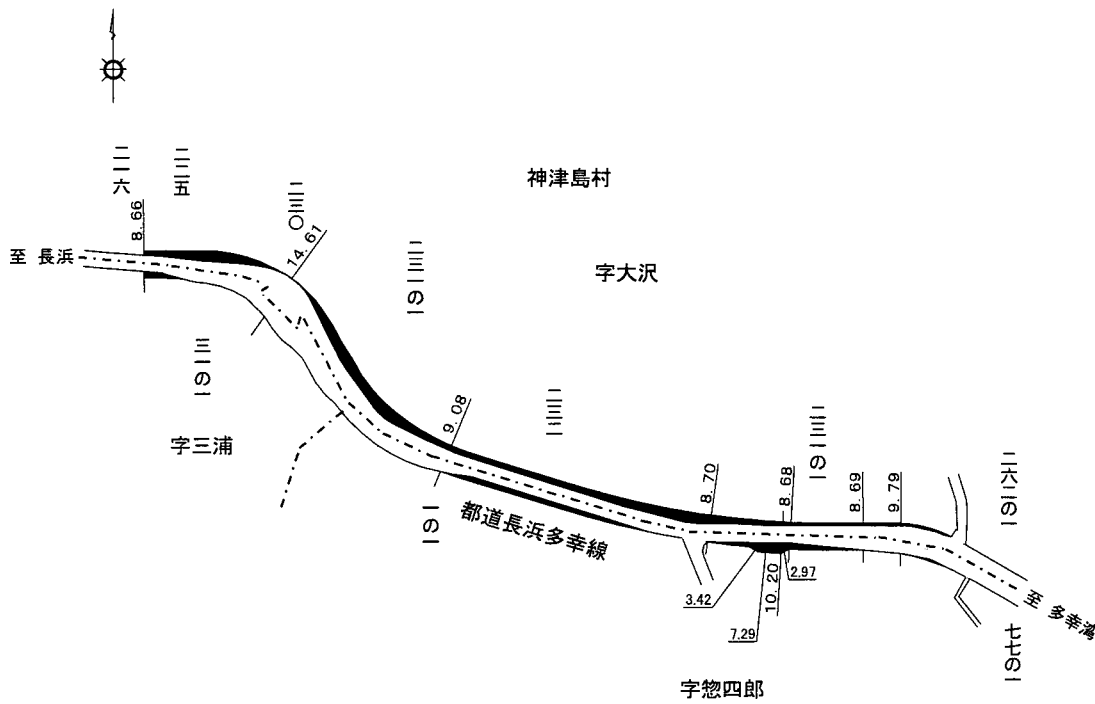
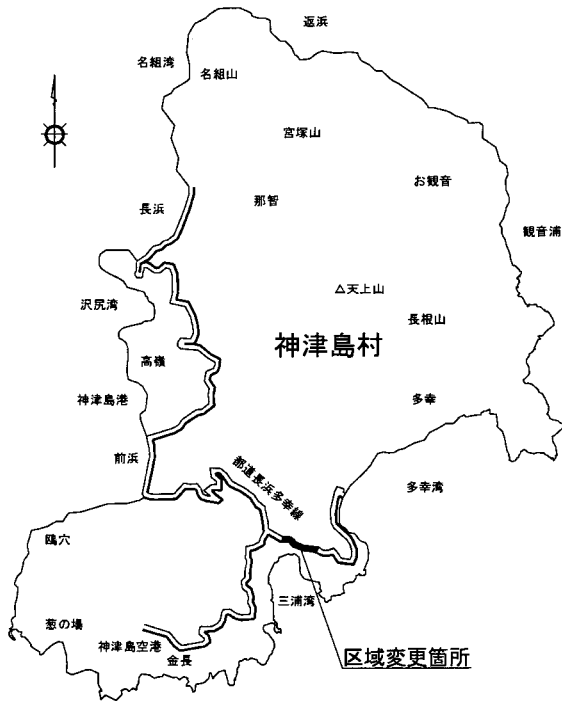
編入区域
延長 四六一・八七メートル
面積 四、九三二・七〇平方メートル



●東京都告示第千四百五十六号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十八年八月二十九日から起算し

別図
 都道長浜多幸線区域変更略図
 神津島村字大沢、字惣四郎

都道
 編入区域
 延長 二八九・七五メートル
 面積 七二二・六六平方メートル



て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十八年八月二十九日
 東京都知事 小池 百合子
 一 路線名 長浜多幸

二 変更の区間 神津島村字大沢二百十六番地内から同村字惣四郎七十七番一地先まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

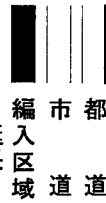
●東京都告示第千四百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十八年八月二十九日から起算し

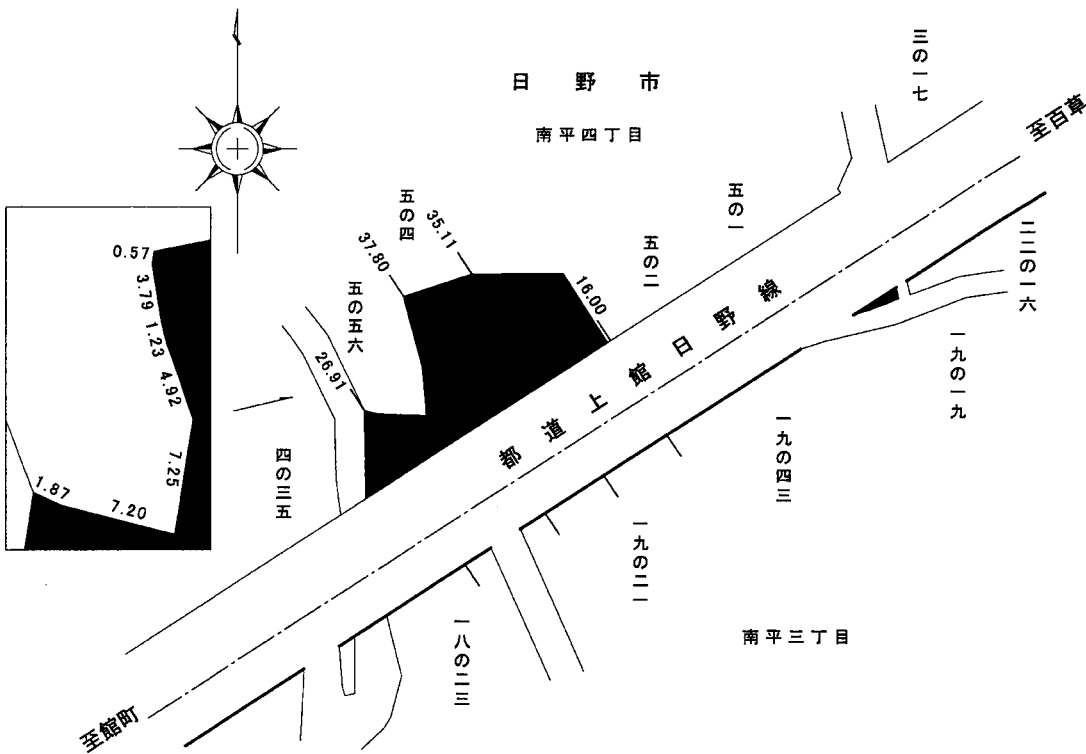
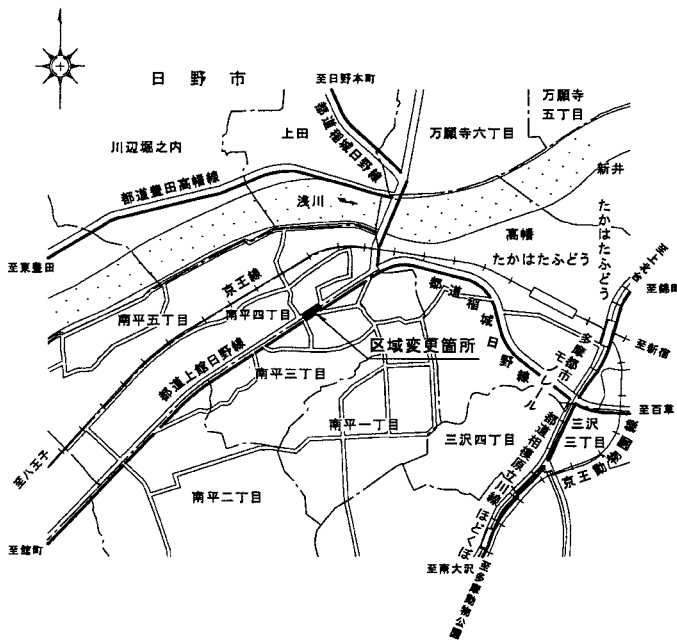
別図

都道上館日野線区域変更略図

日野市南平四丁目〜南平三丁目



延長 四九・三二メートル
面積 五六六・一六平方メートル



て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月二十九日
東京都知事 小池百合子
路線名 上館日野

二 変更の区間 日野市南平四丁目四番三十五地先から同市南平三丁目二十二番十六地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第千四百五十八号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

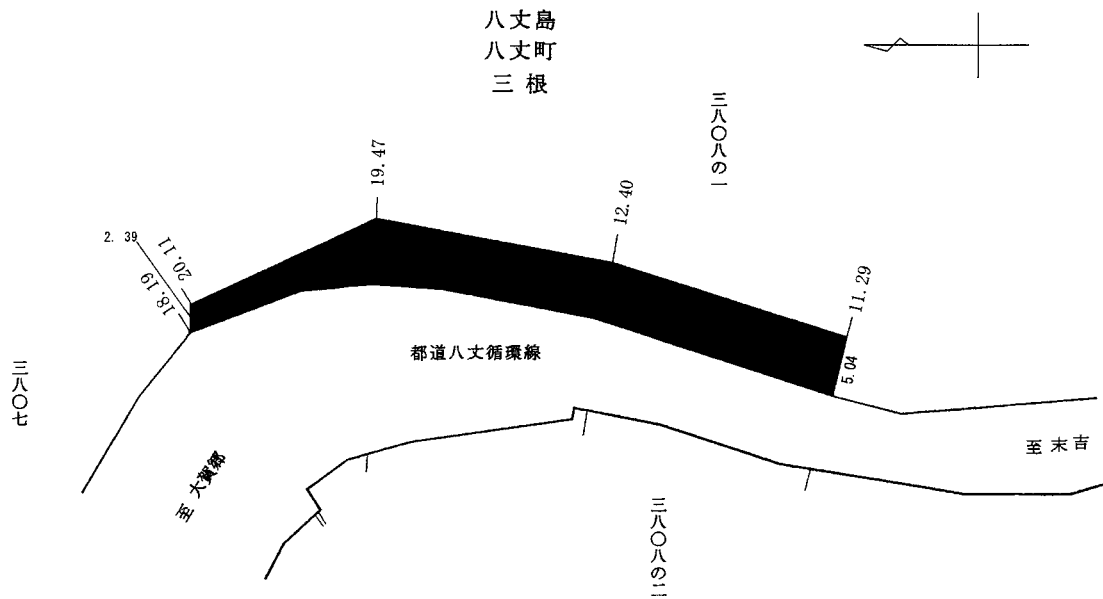
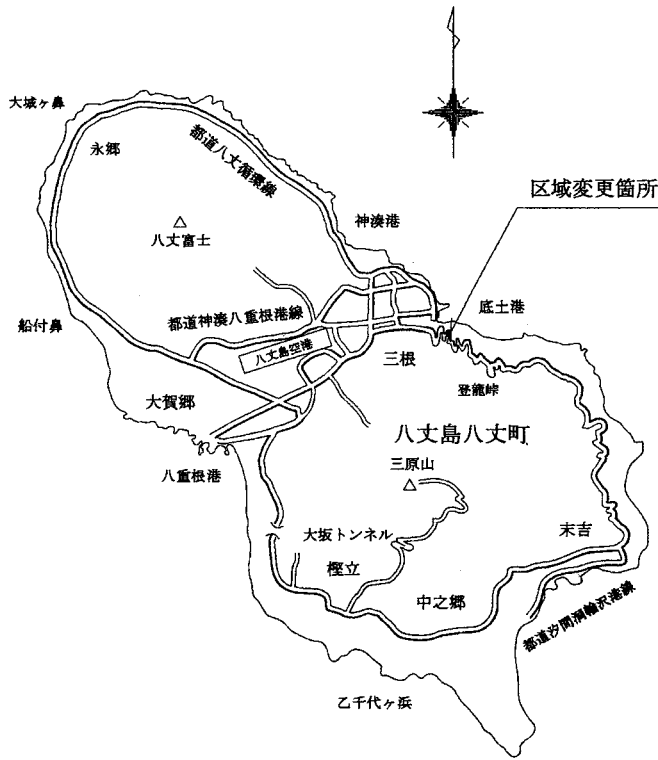
別図

都道八丈循環線区域変更略図

八丈町三根地内



延長 五一・〇三メートル
 面積 二四五・二九 平方メートル



その関係図面は、平成二十八年八月二十九日から起算し
 て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供
 する。
 平成二十八年八月二十九日

- 一 路線名 東京都知事 小 池 百合子
- 二 変更の区間 八丈循環線 八丈島八丈町三根三千八百八番一地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人中国帰国者・日中友好の会

二 代表者の氏名

池田 澄江

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区台東三丁目三十五番七号 ベガサスミシ

ンビル一階

四 認定の有効期間

平成二十八年八月十七日から平成三十三年八月十六日まで

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。